

一般財団法人西日本建設業サポート財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人西日本建設業サポート財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを
変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の社会資本整備・維持・管理の担い手であり、地域の守り手として国民生活を支える重要な役割を担う地域建設産業の課題解決及びその役割を果たすことに資する取組みを中長期的にサポートすることにより、地域建設産業の持続及び健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域建設産業の課題解決及びその役割を果たすことに資する取組みを中長期的にサポートする事業
 - 二 前号に付随する事業及びこの法人の目的達成に寄与するその他の事業
- 2 前項に規定する事業については、主として西日本地区において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、附則第3項に掲げる財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として附則第4項に掲げる財産のほか、理事会で定めたものをこの法人の基本財産とする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び管理について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第一号の書類については、その内容を報告し、第三号及び第四号の書類については、承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 各評議員について、当該評議員及び次の各号に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1以下でなければならない。
 - 一 当該評議員の配偶者
 - 二 当該評議員の三親等以内の親族
 - 三 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 四 当該評議員の使用人
 - 五 前各号に掲げる者以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - 六 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の

満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、評議員会出席の都度または第 22 条に基づく決議があったものとみなされた場合に日当として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。その額は、毎年総額 50 万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 16 条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 評議員会を招集する者は、評議員会の開催日の 4 日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席（WEB会議、テレビ会議、電話会議等による出席を含む）がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、第17条から第21条に関わらず、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 役員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上9名以内
- 二 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。また、2名以内を同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事の選任は、評議員会の決議により行う。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 各理事について、当該理事及び次の各号に該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1以下でなければならない。
 - 一 当該理事の配偶者
 - 二 当該理事の三親等以内の親族
 - 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 四 当該理事の使用人
 - 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - 六 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- 5 監事は、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間と同一とする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項に定める理事若しくは監事の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、当該理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、役員には、理事会及び評議員会出席の都度または第42条に基づく決議があったものとみなされた場合に日当として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。その額は、毎年総額500万円を超えないものとする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

（設置及び構成）

第 34 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 35 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - 二 規程の制定、変更及び廃止
 - 三 理事の職務の執行の監督
 - 四 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - 五 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第 33 条第 1 項の責任の免除

（種類及び開催）

第 36 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 理事長が必要と認めたとき。
 - 二 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - 三 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - 四 第 28 条第 5 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第 37 条 理事会は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序によ

り他の理事が招集する。

(招集の通知)

第38条 理事会を招集する者は、理事会の開催日の4日前までに、理事及び監事に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席（WEB会議、テレビ会議、電話会議等による出席を含む）がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、第37条から第41条に関わらず、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第27条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第8章 定款の変更、合併及び解散その他

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第12条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

第9章 雑 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 大阪市西区立売堀二丁目1番2号
西日本建設業保証株式会社

設立者 大阪市中央区上町A番12号
株式会社セイワビジネス

設立者 大阪市西区立売堀二丁目1番2号
株式会社建設総合サービス

3. 設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 西日本建設業保証株式会社
(1) 拠出する財産 現金
(2) その価額 5,000万円

設立者 株式会社セイワビジネス
(1) 拠出する財産 現金
(2) その価額 2,500万円

設立者 株式会社建設総合サービス
(1) 拠出する財産 現金
(2) その価額 2,500万円

4. 設立時に法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として定める基本財産は、次のとおりとする。

(1) 財産種別 定期預金
(2) 金額 500万円

5. この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 銭高 久善
設立時評議員 玉越 久義
設立時評議員 長谷川 新

設立時評議員 菱田 一
設立時評議員 福澤 静司

6. この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 河井 淳
設立時理事 寺田 靖
設立時理事 八田 省作
設立時理事 松尾 和男
設立時理事 水戸 功治
設立時理事 吉武 正昭
設立時代表理事 松尾 和男

7. この法人の設立時監事は、次のとおりとする。

設立時監事 天野 恭典
設立時監事 川城 明彦

8. この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第9条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

9. この法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年7月末日までとする。

10. この法人の設立時の主たる事務所の所在場所を次のとおりとする。
大阪市西区立売堀二丁目1番2号